

## 平成28年第2回 芥北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年2月25日(木)  
午前9時30分から午前11時32分
2. 開催場所 芥北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(14名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番	長田賢二	8番	
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(1名)  
8番 田中文彦
5. 議事日程  
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について  
日程第2. 議案第106号 農用地利用集積計画の認定について  
日程第3. 議案第107号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について  
日程第4. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 野田尚之・事務局長補佐 田中慎一・主幹 瀬形茂
7. 会議の概要  
1, 開会 開会午前 9時30分

事務局

おはようございます。  
定刻になりましたので、只今から平成28年第2回の農業委員会総会を開会致します。  
まずは岡村会長様からご挨拶をお願い致します。

岡村会長

皆さん、おはようございます。

新聞報道によりますと、熊本県は環太平洋連携協定、T P P が発効した場合、県内の生産物が最大132億円減少するというような試算を発表されて、国に提出をされたようでございます。最も影響が少ない場合でも81億7千万の減少見込みだそうでございます。全国規模で言いますと、最大で2,100億円の減となります。県の農林水産部は、試算は国の国内対策が実施されることが前提で、対象が不十分なら影響がさらに膨らむ恐れがあるということでございます。

本日も皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、田中文彦さんさんが欠席でございます。

出席委員は15名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長さんをお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はい) の声あり

議長

それでは、4番の大仁田金次委員さんと、5番の内尾明美委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の、野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議長

それでは、日程第2、議案第106号 農用地利用集積計画の認定について上程致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2、議案第106号 農用地利用集積計画の認定についてご説明いたします。

4ページをお開き下さい。

事務局

新規で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、熊本県農業公社です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は水稻です。期間は10年です。

なお、設定する利用権の始期と終期が修正となりました。

始期が「平成28年5月1日」終期が「平成38年4月30日」となりましたので、訂正をお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません)の声あり

ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。

議長

続きまして、日程第2. 議案第107号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について上程致します。事務局より説明をお願いを致します。

事務局

はい、日程第2. 議案第107号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてご説明致します。議案書の5ページをお開き下さい。

この別段面積につきましては農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則17条第1項、第2項に基づき定められた苓北町における別段面積について、農林水産省からの通知により、毎年別段の面積を設定または修正することが必要であるか検討することとなっております。この件につきましては、本年2月10日に開催されました天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議に於きまして検討をいたしております。

(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積(別段面積)40アールの変更は行わない。

事務局

理由としましては、天草管内の各市町においても中山間地であり、  
現行の40アールから変更は行わないため。

(2) 同規則17条の2項の適用についても、  
方針として現行の40アールから変更は行わない。  
理由としましては、農地法第30条の規程に基づく利用状況調査の  
結果、管内の遊休農地率が昨年とほとんど変更がないためです。  
以上でございます。

議長

はい、只今事務局から下限面積につきましてご説明をいただきましたが、この件についてご意見のある方は挙手をお願いを致します。只今説明がございましたように2月10日に天草地区の農業委員会連絡協議会代表者会議におきまして検討をしたわけでございますが、天草市、上天草市、苓北町共に下限面積は40アールとして変更はしないという事に決定致しました。皆様方からのご意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

下限面積40アールということで承諾いただけますか。

(はい) の声あり

議長

承諾いただける方は挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認することに致します。

議長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

・事務局からその他事項がございます。

1. 農地法施行規則第32条第1項第1号に基づく届け出について
2. 平成28年度農業労働賃金について
3. 農地中間管理事業推進員活動の件について
4. 苓北町農地賃借情報について

事務局

5. 農業委員会総会の日程変更及び受付締め切り日の変更について  
これは、改正農地法にかかる農地転用事務の取り扱いが改正となり、総会日の変更が必要となったためです。

平成28年3月総会まで 受付締切日 10日 総会通常25日

平成28年4月総会から 受付締切日 25日 (3月から)

総会は通常10日(4月10日は休日のため11日)と致します。

住民の方には2月22日の広報れいほくで周知しております。

6. 平成28年度農業委員会総会の開催日について

総会は毎月10日開催となり、休日の場合翌日又は翌々日となります。

7. 遊休農地の利用意向調査について

8. 農業委員会の送別会日程について

9. その他

(1) 農業委員活動記録簿の提出依頼

(2) 5条許可済み案件の事業計画の変更報告

事務局からは以上です。

議長

皆様から何かございましたらお願い致します。

(なし)

議長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成28年第2回総会を閉会いたします。

閉会午前11時32分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_